

第 51 回 IMO 防火小委員会 (FP51) の結果報告

2月5日から9日まで、英国ロンドンにおいて開催された第51回防火小委員会 (FP51) の主要な審議結果は以下のとおりです。なお、本報告の中で上部委員会である MSC へ承認のために送られることとなった事項は 1. と 3. です。

1. 火災安全設備コード (FSS コード) の見直し

ポイント：次の 2 点を 10 月に開催される第 83 回海上安全委員会 (MSC83) へ承認のために提出することとなった。

- ① FSS コード第 5 章 2.2.2* で要求される機関区域の固定式炭酸ガス消火装置に関する 2 段階操作要件の遡及適用に関する SOLAS 改正案
- ② 旅客船キャビンバルコニーの固定式水系消火装置及び火災探知警報装置に関する承認指針案 (MSC/Circ.案)

本小委員会においては、新たな技術や知見を取り入れるため、消火装置等の承認基準を定めた FSS コードの見直しを継続的に行ってきている。また、今次会合では、旅客船キャビンバルコニーの防火対策に関する海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 改正に関連する火災安全設備の承認指針案の検討も行うこととなった。

審議の結果、上記①、②等が MSC83 へ承認のため提出することが合意された。①については、作業に数日を要することから、適用期日を入渠の時期とすべきとする日本提案に基づき修正された

なお、継続的に審議している、機関区域内及び貨物ポンプ室の保護区域内に設置される高膨張泡消火装置のための承認指針案については、泡の潰れにくさを確認する泡原液の積上げ試験等について議論を行ったが、時間の都合により最終的な合意には至らなかったため、2008 年 1 月に開催される次回会合 (FP52) での合意を目指すこととなった。

* FSS コード第 5 章 2.2.2 制御

炭酸ガス装置は、次の要件に適合しなければならない。

- 1 保護される区域へ炭酸ガスを放出し及び警報装置の作動を確保するために、2 の独立した制御装置を備える。1 つの制御装置については、炭酸ガスをその貯蔵容器から放出するために用いる。別の制御装置については、保護される場所へ炭酸ガスを導く管系の弁を開くために用いる。
- 2 2 つの制御装置については、特定の場所に炭酸ガスを使用するためのものであることを明らかに識別し得る放出箱内に設置する。制御装置を納めた箱を施錠する場合には、その箱の鍵は、箱に隣接して目立つように設けられるガラス割り式の囲い内に納められるものとする。

2. 火災試験方法コード (FTP コード) の総合見直し

ポイント：次の 3 点等の主な検討項目について基本的に合意し、2008 年 1 月に開催される次回 FP52 で FTP コード改正案の最終化を目指すこととなった。

- ① 船舶内装材料に関する発煙性・毒性試験、表面火炎伝播性試験及び防火仕切りに関する耐火試験に、最新の ISO 規格を利用すること

- ②日本提案に基づき、蒸気バリア試験方法における金属表面への黒色塗装前処理を廃止すること
- ③大きなサイズの防火戸の評価方法については、試験炉で試験可能な最大サイズの防火戸を用いた試験を要求すること、それ以上のサイズについては試験可能な最大寸法のモデルでの試験結果から実際のドアの火災安全を評価すること

防火材料等の試験方法を定めた FTP コードについて、最新の国際規格や新たな知見を採り入れて総合的に見直すべきとの日本提案に基づき、昨年開催された FP50 から総合的な見直しを行っている。

今次会合では、平岡達弘氏（製品評価安全センター）がコーディネータを務めるコレスポンデンス・グループの検討結果をベースとして、同じく、吉田公一氏（海上技術安全研究所）が議長を務める作業部会にて検討を行った。

審議の結果、上記①～③の事項等について基本的に合意した。

本見直しについては、来年開催予定の FP52 にて改正案を最終化することを目指し、引き続き、平岡氏がコーディネータを務めるコレスポンデンス・グループにて検討を継続することとした。

3. 新造及び現存旅客船の避難解析指針の見直し

ポイント：新造及び現存旅客船の避難解析指針の見直し案を MSC83 へ承認のために提出することとなった。

新造及び現存旅客船のための暫定の避難解析指針（MSC/Circ.1033）は、避難解析を実施する際の各種条件設定等を示したものであり、FP48 から見直しに関する審議を行っている。

今次会合では、太田進氏（海上技術安全研究所）がコーディネータを務めたコレスポンデンス・グループの報告及び各種の避難解析時間分布を用いた海上技術安全研究所の解析結果をベースとして、太田氏を議長とする作業部会にて検討を行った。

審議の結果、小委員会は、見直した指針案について、暫定を取り、避難解析指針案として MSC83 へ承認のため提出することとした。

4. タンカーの爆発事故防止対策

ポイント：20,000DWT 未満のケミカル/プロダクトタンカーへの IGS 設置義務付けについて、新造船に関する検討を委員会の作業項目に正式に入れるよう MSC83 に勧告することとなった。

2003 年 6 月に発生した仏籍 Chassiron 号の爆発事故を契機に、20,000DWT 未満のケミカル/プロダクトタンカーの爆発事故防止対策について検討することが提案されており、今次会合では、「現在、20,000DWT 以上のケミカル/プロダクトタンカーに設置を義務付けているイナートガス装置（IGS）を、引火点の低い物質を運送する 20,000DWT 未満の新造及び現存タンカーに設置すべき」等との点について、今後、どのように取り扱っていくかについて検討を行うこととなった。

本件については、日本から予備的な総合的安全評価結果（20,000DWT 未満の新造ケミカル/プロダクトタンカーへの IGS の設置は費用対効果が正当化されない）を提出していたところ、事故発生時の環境修復のための費用等も考慮に入れることが必要との指摘があった。

審議の結果、小委員会は、現存船についても検討対象とするかどうかについて意見が分

かれたが、この点については新造船に対する検討の後、その結果を踏まえて対応することとし、新造船に関する検討を委員会の作業項目に正式に入れるよう MSC83 に勧告することとした。

5. 条約及びコードの統一解釈

(1) 貨物船の非常用消火ポンプ揚程

ポイント：貨物船の非常用消火ポンプの揚程に関する国際船級協会連合（IACS）統一解釈案は、更なる詳細な検討が必要として、復原性・満喫・漁船小委員会（SLF）に検討を要請するとともに、次回 FP52 にて再審議を行うこととなった。

貨物船の非常用消火ポンプの揚程に関する火災安全設備コード（FSS コード）第 12 章 2.2.1.3*に対する IACS の統一解釈案について、FP49 から継続審議となっている。

審議の結果、小委員会は、更なる詳細な検討が必要として、SLF に検討を要請するとともに、次回 FP52 にて再審議を行うこととした。

*FSS コード 第 12 章 2.2.1.3 吸込揚程

ポンプの全吸込揚程及び実質吸込揚程は、就航中起こり得るすべての横傾斜、縦傾斜、横揺れ及び縦揺れの状態の下で、条約の要件並びにこの章のポンプ能力及び消火栓圧力を考慮して決定される。ドライドックへの出入時のバラスト状態は就航中と考える必要はない。

(2) 居住区域等における持ち運び式消火器の数と配置

ポイント：主管庁が決めることとされている持運び式消火器の数について、居住区域、業務区域、作業区域等毎に設置すべき持運び式消火器の数を定める解釈案を作成し、FP52 で更なる審議を行い、最終化を目指すこととなった。

居住区域等に設置すべき持運び式消火器の数については、SOLAS 条約第 II-2 章において主管庁が決めることとされているが、中国から、設置すべき数についての統一解釈を作成することが提案され、今次会合から審議開始となった。

会期中、起草部会を設け、中国、米国及び日本の持運び式消火器の数の国内基準をベースに、統一解釈案を検討・作成した。同部会においては、船種に関係なく持ち運び式消火器の数と配置を決めること、予備の消火剤については検討に含めないこと等に原則合意するとともに、居住区域、業務区域、作業区域等毎に設置すべき持運び式消火器の数を定める解釈案を作成した。

審議の結果、小委員会は、今次会合にて作成した解釈案をもとに FP52 で更なる審議を行い、最終化を目指すこととした。

以上